

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本比率（国内基準）

2017年度末	2016年度末
18.48%	19.02%

（注）当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額^(注1)－コア資本に係る調整項目の額^(注2)）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額^(注3)＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5^(注4)}} \times 100$$

- （注）1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計額です。
 2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計額です。
 3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。
 4. 8%（国際統一基準の所要自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

（注）標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

（注）基礎的手法……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は18.48%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補てん原資である自己資本の充実につとめてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	経過措置による不算入額	2016年度末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	66,043		64,932	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,955		4,962	
うち、利益剰余金の額	61,446		60,308	
うち、外部流出予定額(△)	△ 358		△ 338	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0		1	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0		1	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	66,043		64,933	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	60	15	45	30
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	60	15	45	30
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	60		45	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	65,982		64,887	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	338,899		323,029	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	15		30	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	15		30	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	18,061		18,012	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	356,960		341,041	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.48%		19.02%	

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員の皆様から出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引き当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補てんするために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます(ただし、経過措置が設けられています)。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました)。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能です。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

【自己資本調達手段の概要】

2017年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：新潟県労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：4,955百万円

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2017年度末		2016年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信 用 リ ス ク (A)	338,899	13,555	323,029	12,921
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	338,883	13,555	322,997	12,919
ソ ブ リ ン 向 け (注4)	5	0	9	0
金 融 機 関 向 け	84,668	3,386	82,934	3,317
事 業 法 人 等 向 け	2,904	116	773	30
中小企業等・個人向け	181,328	7,253	170,076	6,803
抵当権付住宅ローン	44,735	1,789	49,221	1,968
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延 滞 債 権 (注5)	374	14	387	15
そ の 他 (注6)	24,865	994	19,595	783
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	15	0	30	1
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注7)	0	0	0	0
中央清算機関関連エクスポージャー (注8)	0	0	0	0
オペレーショナル・リスク (注9) (B)	18,061	722	18,012	720
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)	356,960	14,278	341,041	13,641

- (注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する[標準的手法]を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。
2. 「所要自己資本」はリスク・アセットの4%相当額です。
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
7. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引)について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。
8. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
9. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

【金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

2017年度末の当金庫の自己資本比率は18.48%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。
また、当金庫の自己資本は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、質・量ともに充実していると評価しております。
当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対比することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。
具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

〈地域別〉

(単位:百万円)

地域区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末
国 内	890,118	874,554	402,902	401,298	34,056	33,335	-	-	12,822	7,924	440,337	431,995	292	295
国 外	796	379	-	-	-	-	-	-	796	379	-	-	-	-
合 計	890,914	874,934	402,902	401,298	34,056	33,335	-	-	13,618	8,304	440,337	431,995	292	295

〈業種別〉

(単位:百万円)

業種区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞エクスポージャー (注3)	
	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末
製 造 業	1,503	701	-	-	1,503	701	-	-	-	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	902	100	-	-	902	100	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,835	630	-	-	1,834	629	-	-	-	-	0	0	-	-
卸売業、小売業、宿務業、飲食サービス業	503	-	-	-	503	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	429,025	420,406	-	-	100	100	-	-	-	-	428,924	420,306	-	-
不動産業、物品賃貸業	1,507	200	-	-	1,507	200	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	412	7	412	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業	60	32	60	32	-	-	-	-	-	-	0	0	-	-
国・地方公共団体	27,724	31,624	-	-	27,704	31,603	-	-	-	-	20	21	-	-
個 人	402,430	401,259	402,430	401,259	-	-	-	-	-	-	-	-	292	295
そ の 他	25,009	19,971	-	-	-	-	-	-	13,618	8,304	11,390	11,666	-	-
合 計	890,914	874,934	402,902	401,298	34,056	33,335	-	-	13,618	8,304	440,337	431,995	292	295

〈残存期間別〉

(単位:百万円)

期間区分 エクスポージャー区分	合 計		貸出金等取引 (注1)		債 券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末	2017 年度末	2016 年度末
期間の定めのないもの	69,557	63,921	31,885	31,456	-	-	-	-	10,299	4,988	27,372	27,476
1年以下	164,931	154,494	3,982	3,413	4,129	3,894	-	-	-	-	156,819	147,187
1年超3年以下	136,722	145,509	7,940	7,844	8,977	8,499	-	-	216	216	119,589	128,948
3年超5年以下	115,107	119,426	15,268	15,079	8,016	9,419	-	-	-	-	91,823	94,928
5年超7年以下	17,644	19,982	17,230	16,777	-	3,205	-	-	413	-	-	-
7年超10年以下	79,666	68,208	32,243	31,653	-	-	-	-	2,690	3,099	44,732	33,455
10年超	307,284	303,391	294,351	295,074	12,933	8,316	-	-	-	-	-	-
合 計	890,914	874,934	402,902	401,298	34,056	33,335	-	-	13,618	8,304	440,337	431,995

(注)1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。

2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。

3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	1	0	—	1	0
	2016年度	3	1	—	3	1
個別貸倒引当金	2017年度	75	70	—	75	70
	2016年度	84	75	0	84	75
合 計	2017年度	76	70	—	76	70
	2016年度	88	76	0	87	76

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

〈業種別〉

(単位：百万円)

業 種 区 分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却 (貸出金未収利息・ 与信関係仮払金含む)		
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
	2017 年 度	2016 年 度	2017 年 度	2016 年 度	目的使用		その他				2017 年 度	2016 年 度	2017 年 度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	75	84	70	75	—	0	75	84	70	75	0	0	0
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	75	84	70	75	—	0	75	84	70	75	0	0	0

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2017年度末			2016年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	67,963	67,963	—	72,716	72,716
10%	—	55	55	—	96	96
20%	926	423,343	424,270	326	414,674	415,001
35%	—	127,816	127,816	—	140,631	140,631
50%	5,425	21	5,446	1,404	24	1,429
75%	—	241,825	241,825	—	226,823	226,823
100%	—	22,248	22,248	—	16,885	16,885
150%	—	202	202	—	227	227
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	1,081	1,081	—	1,115	1,115
1250%	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	3	3	—	7	7
合 計	6,352	884,562	890,914	1,731	873,202	874,934

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

【信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では、信用リスク管理の基本方針を理事会で定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うこととしており、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの管理については、「与信信用リスク管理内規」を定めるとともに、貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握につとめています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、定期的に統合的リスク管理委員会と協議しています。また、常務会および理事会に定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

＜正常先債権および要注意先債権＞

債権を一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

＜破綻懸念先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

＜破綻先債権および実質破綻先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・(株) 格付投資情報センター (R&I)
- ・(株) 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度末	2016年度末	2017年度末	2016年度末	2017年度末	2016年度末
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
事業法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向けエクスポージャー	11,066	10,984	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合 計	11,066	10,984	—	—	—	—

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「融資事務基本規程」および関連要領に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、信用リスク削減手法の適用は、簡便手法を用いています。

保証およびクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法として用いておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項 目	2017年度末		2016年度末	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	6	6	6	6
そ の 他	5,600	5,600	5,600	5,600
合 計	5,606	5,606	5,606	5,606

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

3. 投資信託に含まれる出資等のエクスポージャーは含んでいません。

■出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

2017年度において、該当する取引はありません。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2017年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

2017年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、定められたリスク量の範囲内で適切にリスク管理を行いながら有価証券運用を行うことを基本スタンスとして、「余裕金運用方針」で購入枠等を設定しています。運用方針については、資金運用委員会と検討し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取り得ることにより、リスクの把握につとめています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

金利リスクに関する事項

■金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（金利リスク量）

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2016年度末
金利リスク量	6,145	7,546

【金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

金利リスクは、適切なリスク・コントロールにより安定的な収益を確保する経営管理方針のもと、関係規程でリスクリミットを設定し、金利リスク量が配分された自己資本リスクリミットを超過しないよう管理しています。

金利リスク量は、月次で計測・分析し、代表理事全員が参加する統合的リスク管理委員会、ALM委員会および理事会に報告しています。

【金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要】

当金庫では、統計的手法であるVaR（バリュー・アット・リスク）によって金利リスク量を算出しています。

VaRの計測は「分散共分散法」により行い、保有期間は1年（240日間）、観測期間は5年間（1200営業日）、信頼区間は片側99%としています。

なお、要求払預金の金利リスク量の算出にあたっては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いています。（注）

また、住宅ローン等については、過去の実績に基づくプリペイメント（期限前返済）モデルを用いて算定しています。

（注）コア預金とは、明確な金利改定期間がなく預金者の要求によって随時払出される要求払預金のうち、払出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。

【アウトライヤー基準の金利リスク量】

当金庫では、GPS方式により金利リスク量を算出しています。GPS（グリッド・ポイント・センシティビティ）とは、期間（グリッド）ごとの金利変動（注）に対する資産・負債・オフバランス取引の現在価値の変化額のことです。

また、要求払預金の金利リスク量の算出にあたっては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いています。

（注）金利変動幅として、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値を採用しています。

なお、「パーセンタイル値」の算出方法は以下のとおりです。

- (1) 期間ごとの市場金利について、1年前の営業日との金利差を5年分、延べ1200営業日分のデータとして集めます。
- (2) 集めたデータを値の小さい順に並び替えます。
- (3) 並び替えたデータのうち、小さい方から1%目（12番目）の数値を1パーセンタイル値、99%目（1188番目）の数値を99パーセンタイル値として採用します。

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2016年度末
経済価値の変化額		
金利上昇	△3,535	△2,523
金利低下	3,828	5,725
金利リスク量 経済価値減少額 (A)	3,535	2,523
自己資本額 (B)	65,982	64,887
アウトライヤー比率 (A)／(B)	5.36%	3.89%

オペレーショナル・リスクに関する事項

【オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理をオペレーショナル・リスクとして定義し、理事会で定めた経営管理方針および関連規程に基づいて管理しています。

事務リスクについては、事務手続の定型化・標準化等により規程類の整備を進めているほか、本部主管部による臨店指導や教育研修の実施などにより態勢整備をはかっています。

システムリスクについては、当金庫が委託している労働金庫総合事務センターが機能停止した場合でもバックアップセンターにより業務継続が可能な体制を確保するとともに、業務継続マニュアルの周知徹底や定期的な訓練実施のほか、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用と保護のための安全対策を実施しています。

そのほか各オペレーショナル・リスクについては、年2回主管部による自己評価を行い、その内容を統合的リスク管理委員会と協議・検討して改善をはかっています。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

■与信相当額等

（単位：百万円）

項 目	2017年度末 派生商品取引	2016年度末 派生商品取引
グロス再構築コストの額 (A)	1	4
グロスのアドオンの額 (B)	3	4
グロスの与信相当額 (A)+(B) (C)	4	9
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C)-(D) (E)	4	9
外国為替関連取引	1	1
株式関連取引	3	7
担保の額 (F)	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E)-(F)	4	9

（注）与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

【派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では、毎年度策定する「余裕金運用方針」で、余裕金運用に係るデリバティブ取引は原則として行わないこととしており、主体的に取り組んでいる派生商品取引はありません。ただし、保有している投資信託に含まれている場合がありますが、購入枠を設定していることからリスクは限定されています。なお、余裕金運用以外では、以下の派生商品取引を利用しています。

・先物為替予約取引…将来の一定期日に一定の為替相場で対価の受払いを約束する取引を先物為替予約取引といいます。当金庫では、お客様が預け入れしている外貨定期預金について、お客様と為替予約（先物買い予約）を締結した場合に、同時に同期間の労働金庫連合会への外貨定期預金に同額の為替予約（先物売り予約）を行うことで為替変動リスクを回避しています。

上記のとおり、派生商品取引等に係るリスクは限定的であることから、担保による保全およびリスク資本の割当については行っておりません。また、長期決済期間取引の取扱いはありません。